

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	有田市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/todokede/shakaihosho/1000744.html

執行機関名 有田市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第7の項 有田市一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成19年訓令第19号)による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所		有田市一般不妊治療費助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的		この要綱は、不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微受精を除く不妊治療並びに不育治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		有田市一般不妊治療費助成事業実施要綱